工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)(第四条関係)

2 前項の規定により行われた特定手続は、前条第一項の特許庁第三条 (略) (電子情報処理組織による特定手続)	2・3 (略) (定義) (の法律において「電子情報処理組織」とは、特許庁の第二条 この法律において「電子情報処理組織をいう。)をする者又はその者の代理人の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 だだという。)をする者又はその者の代理人の使用に係る電子計算という。 から という。)をする者又はその者の代理人の使用に係る電子計算という。 がい 第十三条第二項及び第三項においては、特許庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と、	日次 日次 日次 日次 日次 日次 日次 日次	改正案
2 前項の規定により行われた特定手続は、前条第一項の特許庁 第三条 (略) (電子情報処理組織による特定手続)	2・3 (略) (電子) (電子) (の) (定義) (の) (定義)	目次 目次 目次 目次 目次 目次 目次 目次	現

」という。)への記録がされた時に特許庁に到達したものとみ 並びに第十三条第二項及び第三項を除き、以下単に「ファイル の使用に係る電子計算機に備えられたファイル(第五条第三項

3 (略)

(磁気ディスク等による公報の発行)

第十三条 う。) は、経済産業省令で定めるところにより、磁気ディスク 条の実用新案公報、意匠法第六十六条の意匠公報又は商標法第 をもって発行することができる。 七十五条の商標公報(以下この条において「特許公報等」とい 特許法第百九十三条の特許公報、 実用新案法第五十三

2 理組織を使用して送信し、 れた情報を、 特許庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録さ る方法によりすることができる。 する者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録す 特許公報等の発行は、特許公報等に掲載すべき事項であって 経済産業省令で定めるところにより、 これを当該情報の提供を受けようと 電子情報処

3 受けようとする者の求めに応じてその使用に係る電子計算機に に行われたものとする。 特許庁の使用に係る電子計算機から送信し得る状態となった時 たファイルに入力し、当該ファイルに記録された情報の提供を に掲載すべき事項を特許庁の使用に係る電子計算機に備えられ 前項に規定する方法による特許公報等の発行は、特許公報等

第四章 登録情報処理機関等

第三節 特定登録調査機関

(先行技術調査業務)

第三十九条の二 登録調査機関は、特許庁長官から特に登録を受 けて、特許出願人その他の者の求めに応じ、特許出願に係る発

> に特許庁に到達したものとみなす。 の使用に係る電子計算機に備えられたファイル(第五条第三項 を除き、以下単に「ファイル」という。)への記録がされた時

3 (略)

第十三条 (磁気ディスクによる公報の発行 特許法第百九十三条の特許公報、

磁気ディスクをもって発行することができる。 七十五条の商標公報は、経済産業省令で定めるところにより、 条の実用新案公報、意匠法第六十六条の意匠公報又は商標法第 実用新案法第五十三

第四章 登録情報処理機関及び登録調査機関

下「先行技術調査業務」という。)を行うことができる。るところにより記載した調査報告をその者に交付する業務(以って政令で定めるものを行い、その結果を経済産業省令で定め明と同一の技術の分野に属する発明又は考案に関する調査であ

(手数料の特例)

減することができる。
「「「「」」」という。)が交付する同条の調査報告を提示してその請求をしたときは、政令で定めるところにより、特許法第百九十五をしたときは、政令で定めるところにより、特許法第百九十五関」という。)が交付する同条の調査報告を提示してその請求求をする者が、前条の登録を受けた者(以下「特定登録調査機第三十九条の三「特許庁長官は、特許出願について出願審査の請

(登録)

調査業務を行おうとする者の申請により行う。るところにより、経済産業省令で定める区分ごとに、先行技術第三十九条の四(第三十九条の二の登録は、経済産業省令で定め

(登録の基準)

は、経済産業省令で定める。
は、経済産業省令で定める。
いて、同条の登録に関して必要な手続けている者であるときは、第三十九条の二の登録をしなければりた者がその申請に係る区分について登録調査機関の登録を受第三十九条の五 特許庁長官は、前条の規定により登録の申請を

げる事項を記載してするものとする。2(第三十九条の二の登録は、特定登録調査機関登録簿に次に掲

登録年月日及び登録番号

ては、その代表者の氏名 一 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっ

登録を受けた者が先行技術調査業務を行う区分

び所在地
四、登録を受けた者が先行技術調査業務を行う事業所の名称及

(先行技術調査業務の実施義務等)

業務実施者に実施させなければならない。

2、特定登録調査機関は、先行技術調査業務を行うときは、調査、選滞なく、その先行技術調査業務を行わなければならない。
べきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、第三十九条の六、特定登録調査機関は、先行技術調査業務を行う

(先行技術調査業務規程)

2 先行技術調査業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令でない。これを変更しようとするときも、同様とする。行技術調査業務の開始前に、特許庁長官に届け出なければならる規程(以下「先行技術調査業務規程」という。)を定め、先第三十九条の七 特定登録調査機関は、先行技術調査業務に関す

(業務の休廃止の届出)

(登録の取消し等)

この節の規定に違反したとき。

二 第三十九条の十一において準用する第十八条第三号に該当 するに至ったとき。

三 第三十九条の十一において準用する第二十九条の規定によ る命令に違反したとき。

不正の手段により第三十九条の二の登録を受けたとき。

(公示)

第三十九条の十 公示しなければならない。 特許庁長官は、 次の場合には、その旨を官報に

第三十九条の二の登録をしたとき。

条の規定による届出があったとき。 第三十九条の八の規定又は次条において準用する第二十一

三(前条第一項若しくは第二項の規定により第三十九条の二の 全部若しくは一部の停止を命じたとき。 登録を取り消し、又は同項の規定により先行技術調査業務の

(準用)

第三十九条の十一 とあるのは「第三十九条の四、第三十九条の五及び第三十九条 する。この場合において、第十八条第三号中「前二号のいずれ ものとする。 情報処理業務」とあるのは「先行技術調査業務」と読み替える の十一において準用する第十八条 (第一号を除く。)」と、 か」とあるのは「前号」と、第十九条の二第二項中「前三条」 二十一条、第二十九条、 ||条及び第三十五条の規定は、特定登録調査機関について準用 第二十一条、 第二十七条、第二十九条、第三十一条、 第十八条(第一号を除く。 第三十一条第一項及び第三十五条中「 第十九条の二 第三十

第四十四条 。)の規定による情報処理業務若しくは調査業務の停止の命令 山の命令に違反したときは、その違反行為をした登録情報処理 又は第三十九条の九第二項の規定による先行技術調査業務の停 第三十条 (第三十九条において準用する場合を含む

第四十四条 。)の規定による情報処理業務又は調査業務の停止の命令に違 調査機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下 反したときは、その違反行為をした登録情報処理機関又は登録 第三十条(第三十九条において準用する場合を含む

・ミル、)終むなは近・近別ル、)別会に近しる。機関、登録調査機関又は特定登録調査機関の役員又は職員は、

| 年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。 為をした登録情報処理機関、登録調査機関又は特定登録調査機第四十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行

(略)

て陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨いて準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若し二 第二十七条第一項(第三十九条又は第三十九条の十一にお

ったとき。 準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を保存しなか準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を保存しなか三十一条第二項(第三十九条又は第三十九条の十一において、、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は第いて準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を備えずいて準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を備えずニ 第三十一条第一項(第三十九条又は第三十九条の十一にお

の罰金に処する。

、二十万円以下の罰金に処する。 為をした登録情報処理機関又は登録調査機関の役員又は職員は第四十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行

(略)

は虚偽の陳述をしたとき。若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しく又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、お二十七条第一項(第三十九条において準用する場合を含第二十七条第一項(第三十九条において準用する場合を含

簿を保存しなかったとき。十九条において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は第三十一条第二項(第三む。)の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若が、)の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若が、一条第一項(第三十九条において準用する場合を含